

【規定改定 新旧対照表】

以下のとおり改定いたします。

当座勘定規定

改定後	現行
第1条（当座勘定への受入れ） ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金受領証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人または支払場所とする手形・小切手は受け入れません。また、支払人または支払場所が当社である手形・小切手であっても2026年10月1日以降に振り出されたもの、及び振出日の記載がないものは受け入れません。</u> （中略） 第7条（手形、小切手の支払等） ① 小切手が支払のために呈示されたとき、または手形が呈示期間内に支払のため呈示されたときには、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当社の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> （中略） 第8条（手形、小切手用紙等） ① 当社を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出すときには、当社が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出ししてください。</u> ② 当店を支払場所とする為替手形を引受けるときには、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>及び2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u> （中略） 第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受けるときには、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当社の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> （中略）	第1条（当座勘定への受入れ） ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金受領証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 （中略） 第7条（手形、小切手の支払等） ① 小切手が支払のために呈示されたとき、または手形が呈示期間内に支払のため呈示されたときには、当座勘定から支払います。 （中略） 第8条（手形、小切手用紙等） ① 当社を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出すときには、当社が交付した用紙を使用してください ② 当店を支払場所とする為替手形を引受けるときには、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 （中略） 第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ① 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受けるときには、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 （中略）

第18条（線引小切手の取扱い） ① 線引小切手が提示された場合、その裏面に届出印の押捺（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当社の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> （中略） 以上 <u>（2026年10月1日現在）</u> 付則 （中略） <u>第4条</u> <u>2026年10月1日以降の手形・小切手の振り出しはできません。</u> 以上	第18条（線引小切手の取扱い） ① 線引小切手が提示された場合、その裏面に届出印の押捺（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 （中略） 以上 （2026年3月1日現在） 付則 （中略） 【追加】 以上
--	--

当座勘定規定（パーソナルチェック用）

改定後	現行
第1条（当座勘定への受入れ） ① 当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受け入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人または支払場所とする手形・小切手は受け入れません。また、支払人または支払場所が当社である手形・小切手であっても2026年10月1日以降に振り出されたもの、及び振出日の記載がないものは受け入れません。</u> （中略） 第7条（小切手、手形の支払等） ① 小切手が支払のために呈示された場合、又は手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形又は引き受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当社の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> （中略） 第8条（小切手、手形用紙等） ① 当社を支払人とする小切手を振り出す場合には、当社が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出ししてください。</u> なお、当店を支払場所とする約束手形	第1条（当座勘定への受入れ） ① 当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受け入れます。 （中略） 第7条（小切手、手形の支払等） ① 小切手が支払のために呈示された場合、又は手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形又は引き受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。 （中略） 第8条（小切手、手形用紙等） ① 当社を支払人とする小切手を振り出す場合には、当社が交付した用紙を使用してください。 なお、当店を支払場所とする約束手形を振り出す場合も同様とします。

を振り出す場合も同様とします。 ② 当店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>及び 2026 年 9 月 30 日までに振り出された手形であることを確認してください。</u> (中略) 第 17 条（振出日、受取人記載漏れの小切手、手形） ① 小切手、手形を振り出し又は為替手形を引き受ける場合には、小切手要件、手形要件を記載してください。もし、小切手若しくは確定日払の手形で振出日の記載のないもの又は手形で受取人の記載のないものが呈示された場合は、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当社の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (中略) 第 18 条（線引小切手の取扱い） ① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名捺印又は署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当社の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (中略) 以上 <u>(2026 年 10 月 1 日現在)</u> 付則 (中略) <u>第 4 条</u> <u>2026 年 10 月 1 日以降の手形・小切手の振り出しはできません。</u> 以上	② 当店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (中略) 第 17 条（振出日、受取人記載漏れの小切手、手形） ① 小切手、手形を振り出し又は為替手形を引き受ける場合には、小切手要件、手形要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手若しくは確定日払の手形で振出日の記載のないもの又は手形で受取人の記載のないものが呈示された場合は、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (中略) 第 18 条（線引小切手の取扱い） ① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名捺印又は署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (中略) 以上 (2026 年 3 月 1 日現在) 付則 (中略) 【追加】 以上
---	---

小切手用法	
改定後	現行

(中略) 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 <u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、又は振出日の記載がないものが呈示されたときは、当社の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (中略) 【削除】 <u>8. 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</u> (省略)	(中略) 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください、<u>なお</u>先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 (中略) <u>8. 小切手用紙は、当社所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u> <u>9. 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</u> (省略)
--	---

小切手用法（パーソナルチェック用）

改定後	現行
(中略) 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。</u> <u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、又は振出日の記載がないものが呈示されたときは、当社の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (中略) 【削除】 <u>8. 小切手ご記入の図解は、裏表紙内側をご参照ください。</u> (省略)	(中略) 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください、<u>なお</u>先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 (中略) <u>8. 小切手用紙は、当社所定の受取書に記名（印鑑をお届けの方は記名なつ印）のうえ請求してください。</u> <u>9. 小切手ご記入の図解は、裏表紙内側をご参照ください。</u> (省略)

為替手形用法

改定後	現行
(中略) 4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 (中略) 【削除】	(中略) 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 (中略) <u>10. 手形用紙は、当社所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u>

<u>10.</u> 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。 (省略)	<u>11.</u> 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。 (省略)
---	---

約束手形用法

改定後	現行
(中略) 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>記入してください。</u> (中略) <u>【削除】</u> <u>8.</u> 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。 (省略)	(中略) 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ記入してください。</u> (中略) <u>8. 手形用紙は、当社所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u> <u>9.</u> 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。 (省略)

代金取立取扱規定

改定後	現行
2024年4月1日より、2027年4月以降を期日とする手形は、代金取立の受付を停止しております。 <u>2026年10月1日より、他の金融機関を支払地とする手形・小切手は、代金取立の受付を停止しております。</u> 1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という）は、代金取立として取り扱います。<u>ただし、2026年10月1日以降に振り出された、当社を支払人または支払場所とする手形・小切手については、取り扱いをいたしません。</u> (省略)	2024年4月1日より、2027年4月以降を期日とする手形は、代金取立の受付を停止しております。 1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という）は、代金取立として取り扱います。 (省略)

普通預金規定

改定後	現行
-----	----

(中略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受け入れます。<u>ただし、支払人又は支払場所が他の金融機関である手形・小切手は受け入れません。また、支払人又は支払場所が当社である手形・小切手であっても2026年10月1日以降に振り出されたもの、及び振出日の記載がないものは受け入れません。</u> (中略) 以上 <u>(2026年10月1日現在)</u>	(中略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受け入れます。 (中略) 以上 <u>(2025年11月4日現在)</u>
---	---

貯蓄預金規定

改定後	現行
(中略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という）<u>及び為替による振込金を受入れます。ただし、支払人又は支払場所が他の金融機関である手形・小切手は受け入れません。また、支払人又は支払場所が当社である手形・小切手であっても2026年10月1日以降に振り出されたもの、及び振出日の記載がないものは受け入れません。</u> (中略) 以上 <u>(2026年10月1日現在)</u>	(中略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という）<u>および</u>為替による振込金を受入れます。 (中略) 以上 <u>(2025年11月4日現在)</u>

通知預金規定 (通帳式)

改定後	現行
(中略) 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、支払人又は支払場所が他の金融機関である手形・小切手は受け入れません。また、支払人又は支払場所が当社である手形・小切手であっても2026年10月1日以降に振り出されたもの、及び振出日の記載がないものは受け入れません。</u> (中略) 以上 <u>(2026年10月1日現在)</u>	(中略) 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (中略) 以上 <u>(2025年11月4日現在)</u>

納税準備預金規定

改定後	現行
-----	----

(中略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という）<u>及び為替による振込金を受入れます。ただし、支払人又は支払場所が他の金融機関である手形・小切手は受入れません。また、支払人又は支払場所が当社である手形・小切手であっても2026年10月1日以降に振り出されたもの、及び振出日の記載がないものは受入れません。</u> (中略) 以上 <u>(2026年10月1日現在)</u>	(中略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という）<u>および</u>為替による振込金を受入れます。 (中略) 以上 <u>(2025年11月4日現在)</u>
---	---

定期預金規定

改定後	現行
(中略) 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、支払人又は支払場所が他の金融機関である手形・小切手は受入れません。また、支払人又は支払場所が当社である手形・小切手であっても2026年10月1日以降に振り出されたもの、及び振出日の記載がないものは受入れません。</u> (中略) 以上 <u>(2026年10月1日現在)</u>	(中略) 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (中略) 以上 <u>(2025年11月4日現在)</u>

振込規定

改定後	現行
(中略) 5. (証券類による振込) (1) 当社以外の金融機関にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。 (2) 当社の国内本支店にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合に、当社が振込資金等とするために<u>当社を支払人とする小切手(2026年9月30日までに振り出されたものに限りま</u><u>す。)</u>その他の証券類の受入れを認めたときは、その旨を表示した振込金受取書等を交付するとともに、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信します。 (中略) 以上 <u>(2026年10月1日現在)</u>	(中略) 5. (証券類による振込) (1) 当社以外の金融機関にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。 (2) 当社の国内本支店にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合に、当社が振込資金等とするために小切手その他の証券類の受入れを認めたときは、その旨を表示した振込金受取書等を交付するとともに、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信します。 (中略) 以上 <u>(2020年4月1日現在)</u>

以上